

所得税法第56条を廃止し、働き分を経費に認めよ

人権侵害・差別はやめて

所得税法第56条とは

「事業主の配偶者やその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)という内容で、配偶者や子どもはタダ働き。事業主の申告時、配偶者は年に86万円、それ以外の家族は50万円が控除されるのみです。実働時間でみれば、最低賃金からもかけ離れています。



自営業者への差別!

古い家父長制度に基づく「所得税法第56条」によって、自営業者の家族の働き分が必要経費に認められていません。国は2014年、「小規模企業振興基本法」を策定し、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与している」と、中小業者・家族経営の存在を評価しています。商売を支える家族従業者の働き分を認めない差別は許されません。

自治体や国連も56条を批判

各地の民商婦人部の働きかけで、全国で480を超える自治体が「56条は廃止すべき」と意見書をあげています。

国連女性差別撤廃委員会でも2016年3月、「56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

申告形態による差別!

中小業者は毎日の売り上げや仕入れなどを、パソコンやノートできちんと記帳しています。どのようなやり方で記帳し、申告するかは納税者の自由です。国はすべての納税者に記帳を義務付け、記帳問題を理由に56条を残しておく言い訳はできなくなりました。56条は差別であり、人権を認めないことです。

諸外国は

- アメリカ：夫婦の所得は合算で共同申告。家族従業者の給料は必要経費
- イギリス：配偶者や子どもへの合理的額の給料は必要経費
- ドイツ：親と子の雇用契約を税法上認め、家族従業者の給料は必要経費
- フランス：家族従業者の給料は必要経費

自営業の家族に不利益!

- 保育園入所申請の際、給与証明がないので、民生委員に、働いている証明をもらわなければならないことも
- 公営住宅申し込みの所得基準を満たさず入れないことも
- 車購入や家のローンが組めない場合も
- 交通事故の損害保険は専業主婦より低く算定されている
- 家族で働いているのに、工賃などは一人分しか見てもらえず単価が低くされる

業者婦人への差別をなくし、人権を認めさせる運動に力を貸してください

全商連婦人部協議会

東京都豊島区目白2-36-13

03-3987-4391